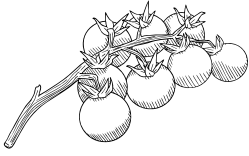


農業をはじめるあなたに

令和8年(2026年)度版



H A N D B O O K

新規就農者への支援をまとめました

技術を習得 就農準備資金

農業大学校等の研修機関等で研修を受ける
就農希望者(就農予定時に49歳以下の者)に

最長 2 年間、月 13.75万円 (年間最大 165万円)
を交付します。

支援額を増額しました！

経営を開始 経営開始資金

新規就農される方(独立・自営就農時に49歳以下の者)に、
農業経営を始めてから経営が安定するまでの

最長 3 年間、月 13.75万円 (年間最大 165万円)
を交付します。

支援額を増額しました！



経営を発展 経営発展支援事業

通常枠

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費に対し

国費上限 500万円、
国 1/2 以内 (県支援分の 2 倍) を支援します。

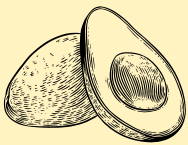
特別枠(地域計画早期実現支援枠)

親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しする
ため、①経営資源の有効利用に向けた取組 ②円滑な経営移譲に向
けた取組 ③経営発展に向けた取組に係る経費の

国費上限 600万円 (①～③の合計)

①②：国 1/3 以内 ③：国 1/2 以内

※県支援分の 2 倍 を支援します。



新規就農者 チャレンジ事業

NEW!!

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者 (64歳以下) に対し、
農業用機械・施設の導入等に係る経費の

国費上限 個人 1,500万円 法人 3,000万円

補助率 3/10 以内 を支援します。

農林水産省
九州農政局

Step 1 技術を習得

～ 技術を習得する研修期間中の資金を支援（就農準備資金）～

県が認める農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間、月13.75万円（年間最大165万円）を交付します。農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

技術を習得
就農準備資金

主な要件



① 就農予定時の年齢が49歳以下であること	✓
② おおむね1年以上（1年につきおおむね1,200時間以上）研修すること	✓
③ 研修終了後1年以内に以下のいずれかで就農すること ・ 独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること ・ 農業法人等に雇用されて就農すること ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること	✓
④ 研修期間中は、常勤の雇用契約を締結していないこと	✓
⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと	✓
⑥ 申請時の前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること	✓
⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること	✓

※以下の場合は返還となります。

- ・ 適切な研修を行っていない場合
- ・ 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

よくある質問

問① 最寄りの研修機関等を知りたいのですが、何処で調べたらよいですか？

答① 「農業をはじめる.JP」よりエリアや営農作目を絞って検索することが可能です。
【URL】 https://www.be-farmer.jp/school_informations/（外部リンク）

問② 研修修了後に親族（三親等以内）の農業経営を継承する場合、全ての経営を継承する必要がありますか？

答② 一部継承も可能ですが、研修終了後1年以内に独立・自営就農をし、持続的な農業経営が成り立つ計画を立てていただく必要があります。

問③ 要件の世帯所得には、同居する祖母や兄弟も含まれますか？

答③ 親子及び配偶者の範囲です。

Step 2 経営を開始

経営を開始
経営開始資金

～ 新たに農業経営を開始する者に資金を支援（経営開始資金）～

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最長3年間、月13.75万円（年間最大165万円）を交付します。

農業経営を始めて間もない方で、要件を全て満たす方が対象です。

主な要件



①就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者であること



②独立・自営就農であること

- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること



③親族等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うこと



④就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること



⑤生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと



⑥申請時の前年及び交付期間中の世帯全体の所得が原則600万円以下であること



※ 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加する必要があります。（見込みも可）

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。

※ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※以下の場合は返還となります。

- ・適切な営農活動を行っていない場合
- ・交付終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しない場合 等

よくある質問

問① 研修期間中に就農準備資金の交付を受けていますが、就農準備資金を受けた後は経営開始資金の交付の対象になりますか？

答① 就農準備資金を受けた後、独立・自営就農をする場合は交付の対象となりますが、農業法人等へ雇用就農する場合は交付の対象とはなりません。

問② 以前、農業法人に雇用されていたことがあります。自分で農業経営を始める場合は経営開始資金の対象になりますか？

答② 過去に雇用就農資金等で研修を行っていた場合は、予め交付主体となっている県等へご確認・お問い合わせください。

Step 3 経営を発展

経営発展支援事業(世代交代・初期投資促進事業)と新規就農者チャレンジ事業の 事業内容・要件比較表 (R7補正・R8当初)

事業名	経営発展支援事業 (通常枠) (初期投資促進事業) 〔経営開始資金併給コース〕	経営発展支援事業 (通常枠) (初期投資促進事業) 〔経営開始資金非併給コース〕	経営発展支援事業 (特別枠) (世代交代円滑化タイプ)	NEW!! 新規就農者チャレンジ事業
対象者	認定新規就農者 (就農時49歳以下)		認定新規就農者・認定農業者 (就農時49歳以下)	認定新規就農者 (就農時64歳以下)
対象期間	令和6～8年度に農業経営を開始した(する)者 ※R7補正はR6～7年度、R8当初はR7～8年度に経営を開始した者が対象		令和5年度以降に農業経営を開始した(する)者	青年等就農計画の認定期間内の者 (最長で経営開始5年目まで)
事業内容	①農業用機械・施設等の導入 (機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、 機械リース等が対象)		①農業用機械・施設等の導入 ②機械・施設等の修繕・移設・撤去等 ③法人化、専門家活用等の経営移譲に向けた取組	①農業用機械・施設等の導入 ②機械・施設等の修繕・移設・撤去等
補助率	3/4 (国1/2+県1/4)		①：3/4 (国1/2+県1/4) ②、③：1/2 (国1/3+県1/6)	国3/10 (県負担なし)
支援額 (国と県の合計)	最大375万円 〔国250万円+県125万円〕	最大750万円 〔国500万円+県250万円〕	最大900万円 〔国600万円+県300万円〕	個人最大1,500万円 法人最大3,000万円
成果目標	経営発展支援事業計画等で実施することとした項目		以下の①及び②を満たすこと ①農業経営改善計画の認定を受ける ②経営規模の拡大(拡大率は地域計画に応じて変動)	以下のいずれか1つを選択し実施 ①経営面積の3割以上の拡大 ②付加価値額1割以上の拡大 ③労働生産性3%以上の向上
目標年度	事業実施年度の4年後の年度		事業実施年度の3年後の年度	事業実施年度の2年後の年度
経営開始資金との併用	○	×	×	同時併用は× ※経営開始資金受給終了後は○
地域計画要件	—		事業実施年度内に、以下のいずれかの要件を満たすこと ①将来像が明確化された地域計画 ②目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画	事業実施年度の翌年度までに、以下のいずれかの要件を満たすこと ①目標集積率が6割以上(中山間地域は5割以上) ②目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加
その他要件等	- 本人負担分について融資を受けること - 親元就農の場合、親の農業経営に従事してから5年以内であること - 導入する機械・施設について、共済へ加入すること(処分制限期間内は加入を継続)		- 本人負担分について融資を受けること - 青色申告を行うこと - 導入する機械・施設について、共済へ加入すること(処分制限期間内は加入を継続) - 親元就農の5年継承要件無し	- 経営発展支援事業を過去に活用している者も、同事業の成果目標を達成している又は青年等就農計画の目標を達成する見込みであれば対象 - 導入する機械・施設について、共済へ加入すること(処分制限期間内は加入を継続) - 融資は任意

Step 3 経営を発展

～ 経営発展のための機械・施設等の導入を支援（通常枠）～

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費の上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）に対し県支援分の2倍を国が支援します（国の補助上限1/2）。令和7年度～令和8年度中に農業経営を開始し、要件を全て満たす方が対象です。

経営を発展
経営発展支援事業

主な要件



① 49歳以下の認定新規就農者であること



② 独立・自営就農であること



③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる計画であると交付主体に認められること



④ 就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること



⑤ 自己負担分の経費について、金融機関から融資を受けること



※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象経費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、国費上限は次のいずれか低い額となります。

① 1,000万円 ② 経営開始資金の交付対象者は250万円、対象でない者は500万円

（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

よくある質問

問① 具体的にこういった取組を支援してもらえますか？

答① 支援の対象となる取組は、1.トラクター・田植機・コンバインなどの農業用機械の導入、2.育苗施設・集出荷施設（選果機）・畜舎など設備の導入、3.ビニールハウスの整備、4.家畜の導入や果樹・茶の新植・改植、5.簡易な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）などとなります。

問② 例えば、1000万円の施設を導入する場合の自己負担額はいくらですか？

答② 県支援【250万円】、国支援【500万円】となり自己負担は【250万円】※となります。

※自己負担の250万円は、金融機関から融資を受ける必要があります。

問③ 要件を満たせば誰でも補助を受けることができますか？

答③ 予算の範囲内での採択となるため、補助希望者の就農後の取組内容をポイント化し、ポイントの順に採択します。そのため、就農後の取組内容について精査したうえで申請することが重要です。

Step 3 経営を発展

～ 地域計画の実現に向け経営の継承・発展を支援（特別枠）～

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

支援内容：①経営資源の有効利用に向けた取組、②円滑な経営移譲に向けた取組、
③経営発展に向けた取組

補助額：国費上限 600万円（支援内容①～③の合計）

補助率：①、②：国 1/3以内

③：国 1/2以内

※県支援分の2倍を国が支援

経営を発展
経営発展支援事業

主な要件



① 49歳以下の就農者であること



② 将来像が明確化された地域計画※1 又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが
確実と見込まれること



③ 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人※2であること



④ 青色申告を行うこと



⑤ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること



⑥ 経営開始資金、経営発展支援事業等を併用していないこと



⑦ 事業実施年度の3年後の年度までに、成果目標を達成すること

（1）農業経営改善計画の認定を受けること。

（2）以下のア又はイを達成すること。

ア将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模より増加していること

イ目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上

ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合は、目標年度の経営規模が、
事業実施年度の経営規模の110%以上となること

（ア）主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている。

（イ）事業実施年度の経営規模が、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている。



※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域。

※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が49歳以下、かつ、令和5年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。

Step 3 経営を発展

～ 地域計画の実現に向け経営の継承・発展を支援（特別枠）～

共同申請

経営を発展
経営発展支援事業

支援内容の①経営資源の有効利用に向けた取組又は②円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、経営移譲者等との**共同申請（事業実施）**が可能です。

研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能です。

※ 市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関との共同申請も可能です。

※ 経営移譲者等が整備した機械・施設等の経営資源は、事業実施年度の3年後の年度までに新規就農者に譲渡（当該経営資源が、農地などの不動産の場合は貸付けも可）してください。

※ 経営移譲者等が経営発展に向けた取組を実施することはできません。

よくある質問

問① 具体的にどういった取組を支援してもらえますか？

答① **支援内容①経営資源の有効利用に向けた取組**は、修繕、移設、撤去等の取組に要する経費が対象

支援内容②円滑な経営移譲に向けた取組は、法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費が対象

支援内容③経営発展に向けた取組は、経営発展支援事業の通常版と同様の支援内容となります。

問② 事業の対象経費に下限はありますか？

答② 支援内容①は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象です。

問③ 前年の世帯所得が600万円以上である者も対象となりますか？

答③ 対象となります。当事業に所得要件はありません。

問④ 農地の購入・貸借に係る費用は対象となりますか？

答④ 農地については、取得費用も賃借料も対象外です。

問⑤ 共同申請を行った場合、共同申請者（経営移譲者）は経営を全て継承する（リタイアする）必要はありますか？

答⑤ その必要はありません。また、必ずしも経営規模を縮小させる必要もありません。

問⑥ 本事業に係る融資について、青年等就農資金を活用することは可能ですか？

答⑥ 可能です。認定農業者の場合はスーパーL資金を活用することも可能です。

問⑦ 支援内容①では、耐用年数を超えた機械・施設の修繕も対象となりますか？

答⑦ 支援内容①で修繕を行うときは対象となります。ただし、事業実施後の取組状況報告等において、経営資源の利用状況を報告する必要があります。

Step 3 経営を発展

NEW!!

～ 早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者（64歳以下）**
に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組を支援**～

経営ステージに応じて段階的に機械等を導入したい方や初期投資費用が特に大きい方などにも活用いただける事業です。

機械・施設等導入に係る経費の3/10以内を支援します（国の補助上限個人1,500万円以内、法人3,000万円以内）。青年等就農計画の認定期間内（最長で経営開始5年目まで）の方が対象です。

新規就農者
チャレンジ事業

主な要件



① 独立・自営就農時の年齢が64歳以下であること



② 営農地が属する地域計画が、以下の1若しくは2の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること



- 1) 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
- 2) 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する

③ 対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること



④ 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと



⑤ 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）



⑥ 以下のいずれか1つの成果目標を選択すること



- 1) 経営面積の3割以上の拡大
- 2) 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費）
- 3) 労働生産性3%以上の向上（労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（又は労働人数））

よくある質問

問① 親元就農者も活用できますか？

答① 市町村から青年等就農計画の認定を受けている方であれば、活用可能です。

問② 過去に経営発展支援事業を活用している場合も、チャレンジ事業を活用できますか？

答② 経営発展支援事業の成果目標（青年等就農計画の目標）を達成している、又は、達成可能と見込まれる場合は、活用可能です。

問③ 事業実施年度の途中で青年等就農計画の有効期限を迎える場合も活用できますか？

答③ 青年等就農計画の有効期限までに事業計画の承認申請を行う場合は、活用可能です。

農業をはじめる前にチェックしてほしい 3つのコンテンツ

CHECK



農業の魅力発信
コンソーシアム



憧れや目標の農家となるような
「ロールモデル農業者」の紹介



新・農業人
ハンドブック



具体的に就農を検討しはじめた
方は必ず読んでおきたい冊子



農業をはじめる.jp



農業に興味がある人や仕事にし
たい人のための情報提供サイト

福岡県



(公財) 福岡県農業振興推進機構
TEL : 092-716-8355

佐賀県



さが農業経営・就農支援センター
TEL : 0952-20-1590

長崎県



長崎県新規就農相談センター
TEL : 0957-25-0031

熊本県



熊本県農業経営-就農支援センター
TEL : 096-385-2679



新規就農
九州各県
問い合わせ窓口

大分県



(公社) 大分県農業農村振興公社
TEL : 097-535-0400

宮崎県



(公社) 宮崎県農業振興公社
TEL : 0985-51-2631

鹿児島県



かごしま農業経営・
就農サポートセンター
TEL : 099-213-7223

九州農政局



九州農政局経営支援課
TEL : 096-300-6343

制作：九州農政局経営・事業支援部 経営支援課就農促進班

